

議案第 26 号

石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 27 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

国民健康保険制度改革により、石岡市国民健康保険税条例の一部を改正するため。

改 正 要 綱

国民健康保険税の納期を一部改めることとする。

石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

石岡市国民健康保険税条例（平成18年石岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第1期 5月20日から同月31日まで」を「第1期 7月20日から同月31日まで」に、「第2期 7月20日から同月31日まで」を「第2期 8月20日から同月31日まで」に改める。

第21条及び第22条を次のように改める。

第21条及び第22条 削除

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。